

過疎地・水資源等対策特別委員会記録

開催日時 平成22年9月6日(月) 10:10~11:29

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

国中 憲治 委員長
田中 惟允 副委員長
小林 茂樹 委員
高柳 忠夫 委員
今井 光子 委員
新谷 紘一 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山 地域振興部長
・野 文化観光局長
武末 医療政策部長
富岡 農林部長
川崎 土木部長
浅井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○国中委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、報告について、また、その他の事項も含めまして、質疑があればご発言を願いたいと思います。

○今井委員 質問させていただきたいと思います。

まず、過疎の医療の問題です。8月28日、29日、五條市大塔町で開かれました研修会に、参加させていただきました。3年前に十津川村で初めて開かれましたときにも行か

せていただいたのですけれども、そのときから比べまして、参加される学生さんや、また、関係者の方も非常に一体感を持って積極的に参加をしているという印象を受けました。ワークショップの中で、今の過疎医療に必要なものは何かという各グループで討論をして発表しましたけれども、そのときにどのグループも、一番緊急性が高くて必要度が高いというのに上げられておりましたのが、医師、看護師不足の問題と、行政のバックアップというのが要望の中で高かったように思います。

本当に大変な中で過疎の医療に携わっていただいております関係者の方を、具体的な活動で支援するということが本当に大事だということも、実感をしてまいりました。この行政のバックアップというのは、そうしたら、何がバックアップなのかということで長崎の離島医療の状態を調べてみましたら、離島医療では離島支援チームというのが数人で設置されておまして、その中にはお医者さんもメンバーの中におまして、緊急のときには、そこからすぐに支援をするというような体制がとられています。また、過疎地域での生活も含めて、さまざまな相談に乗ってもらおうという、体制などがとられておりました。

大塔診療所を見学をしましたけれども、パソコンが2台設置しておまして、一つは患者の情報と、一つは五條市の診療所になりますので、五條市とオンラインでつながれておりましたが、バックアップ体制というのであれば、後方支援の医療機関とオンラインを通じて、すぐにいろいろなアドバイスを受けられたりとか、また、過疎地の診療所で働くドクター同士がテレビを通じてテレビで会議が設けられたりとか、そうした過疎であっても医療のさまざまな一線の情報が入ったりとか、相談ができたりとか、そうした体制というのが必要ではないかと感じたわけですが、こうした点で実際には同じような形での支援がなされているのかもしれないけれども、今、どんな現状になっていて、これに対してどんな形の支援を考えておられるのか、その点を1点、お尋ねしたいと思います。

それから、災害の予防という問題ですけれども、今年の台風9号の後、奈良県でも非常にあちらこちらで被害が大きかったと思います。山全体が崩れやすくなっている、非常に崩落の危険が増しているというような報告も聞いております。先日の過疎地・水資源等対策特別委員会でも、触れさせていただきましたけれども、国土交通省が深層崩壊推定頻度マップというのを策定されました。全国で一番危険度が高いのが長野県で、これは面積の半分が危険な地域になっております。続いて奈良県が34%と、全国で2番目という状態、山梨県が28%、群馬が26%という状態になっておまして、この調査自体が簡単な調査で発生頻度を示したもので、これがすぐに危険度とイコールということではないという

ことですけれども、ことしは大変な猛暑が続きました、気象庁が始まって以来113年ぶりの最高気温というようなことを言われておりますが、山肌が乾燥しまして、非常に崩落しやすいという状況が考えられます。また、局地的な雨量の増加というようなこともございまして、集中豪雨や局地豪雨の発生もふえています。気象庁によりますと1日の降水量が200ミリを超えた年間日数は、1901年から30年間で平均3.5日、ところが1978年から、この30年間は1.5倍の5.1日、50ミリ以上の発生回数でも1976年からの10年間で平均160回でございましたけれども、2008年までの10年間では239回と激増している状態にあります。

危険箇所に対して、あらかじめ防災予防として対策を施していくということが必要ではないかと思いますが、その点では、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど報告がありました大台ヶ原の吉野熊野観光開発(株)の債権放棄の問題です。ここで3回にわたって奈良県が資金を貸し付けたということになっておりますけれども、それぞれ返済の状況が、どんなふうになっていたのか、また、貸付条件の変更の手続など、どんなふうになっていたのか、そうしたあたりをお尋ねしたいと思います。

それと最後ですけれども、10月から「公共構造物に対して木材の活性化に関する法律」というのがスタートすることになります。この間、平城遷都1300年祭の会場とか、馬見丘陵公園で、これから開かれます第27回全国都市緑化ならフェアなどを見ておきますと、県産材を活用しまして、間伐材を使っているいろいろな椅子とか、花壇とかをつくっているのを見かけているわけですが、こうした法律の具体化に向けて、県はどのように考えておられるか、そのことをお尋ねしたいと思います。以上です。

○杉山医師・看護師確保対策室長　へき地の診療所の医師を支える仕組みなり現状なり、方向というお尋ねでございます。まず、へき地の医療ですけれども、医師がおられないと何も始まらないといえますか、その部分が一番大事だと考えております。そのためには、現場で働いておられる医師をどうやってサポートするのか、そういった体制をきちんとつくるということも非常に重要だと思っております。

それで、県では県内の医療機関における医師を確保するために、県と県内臨床研修病院が連携をしまして、臨床研修医を確保する。また、県立医科大学の入学定員を平成20年度以降、順次増員をするとともに、奨学金を貸与するという制度をつくりました。また、ドクターバンクの運営とあわせまして、不足している診療科ですとか、あるいはへき地診療所の医師を確保するという取り組みを進めてます。その中で、特にへき地の診療所とい

うことにつきましては、まずは自治医科大学の卒業医師を派遣いたしております。また、先ほど長崎のお話でしたが、急に診療所のドクターが勤務できないといった場合には県立五条病院を中心といたしまして、代診医ということでフォローを行っておるところでございます。

また、先ほど申しましたが、へき地で一定期間、勤務していただいた場合には返還を免除しますよという貸付金の制度を実施しておりますとともに、現場では、総合医が必要になってまいりますので、五條病院、それとへき地診療所で研修を積んでいただくというプログラムを実施しているところがございます。それと今井委員がご参加いただきましたけれども、より多くの医学生や研修医にへき地の現場を知っていただく、触れていただくということでワークショップの開催でありますとか、少人数でのへき地診療所での泊まりがけの体験実習、こういった部分を夏を中心に行わせていただいております。

それで、今井委員がおっしゃいました支援という部分でございますけれども、へき地の診療所の医師というのは1人で診療をしておりますので、不安を持ちながら診療していただけてます。ですから、専門的な診療内容について、アドバイスが得られる環境などを整備するということは、へき地医療の支援体制ということで非常に重要だと思っております。この点につきましては平成21年度、地域医療再生計画を検討する際にも、当然、必要なポイントだということで、地元のドクターといろいろ意見交換をさせていただきました。その際、現場のほうからは例えば疾患の部分をデジカメで撮って、それをメールで専門のドクターにアドバイスを求めるというような環境が幸い、昨今の、このインターネット環境が整備されておりますので、特に支障がないのですよというようなお話もいただいております。

ただ、勤務しやすい環境をつくるということは大事と思っておりますので、おっしゃってまずように診療所間で症例に関する意見交換など、どのような取り組みが、現場で実際に有効なのかということにつきましては、現場の医師と十分な意見交換を行いながら検討をしてまいりたいと思っております。また、へき地診療所では、総合医ということで診療をなさっておられるわけですがけれども、例えば整形外科とか、専門の支援があればよりよい治療ができるということも少なくないと思っておりますので、例えば、週1回とか2週間に1回、そういった専門のドクターの派遣といえますか、協力できないかといった点についても県立医科大学の協力が得られないかというようなことで検討を進めているところござ

います。また、へき地を支えるという意味では県立五条病院を中心といたしました、その周辺の病院の協力といった部分が不可欠でございますので、南和の3病院のあり方、こちらのほうを検討するために南和の医療等に関する協議会が設立されたところでございますが、この協議会では南和の公立3病院のあり方とあわせてへき地診療所との連携、あるいは支援についても十分議論を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○田中森林整備課長 今井委員からのご質問の予防治山という立場でお答えをさせていただきたいと思っております。

治山事業は、そもそも山地に起因します災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養や生活環境の保全、形成を図るという意味で重要な国土施策の一つと考えております。

山地災害が発生した場合は、その規模や重要度に応じて各種の対策を講じているところでございます。今井委員、お尋ねの予防治山事業は山地災害の未然防止を図るための事業としまして、浸食や小崩壊などの荒廃の兆しのある山地で山腹崩壊等の危険性の高い箇所において実施するものでございます。豪雨などにより崩壊の可能性の高い山や溪流などの山地で、山腹の崩壊や土砂、流木の流出によって人家等の重要保全対象に被害を与えるおそれのある箇所を対象として実施しております。実施に当たりましては、保全対象の重要性でありますとか、重要度でありますとか、山地の荒廃状況、あるいは緊急性の高いところから計画的に着手しているところであります。台風、あるいは集中豪雨により緊急度が増加した場合には随時対応していくものでございます。いずれにしましても、治山事業は県民の財産、安全を図る重要な施策であり、地元とも連携を密にして今後も取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○森藤観光振興課長 今井委員のご質問にお答えさせていただきます。ご質問は、県の吉野熊野開発株式会社に対する貸付金の償還条件等はどうなっているのかということでございます。まず、はじめに、この吉野熊野観光開発株式会社が経営しておりました大台荘は昭和36年の会社設立以来、大台ヶ原への登山者やハイカーのための貴重な宿泊施設として南和地域の観光振興に少なからず貢献してきたものと考えております。

県が宿泊等の観光サービスを提供するよりも官民による、第三セクターによる吉野熊野観光開発株式会社が民間ノウハウにより経営するほうが、より充実したサービスの提供が可能であると考え、これまで長期間にわたり、その役割を当社が担ってきたところでございます。県が貸し付けた金額も民間資本の参入が得られにくい条件不利地域における観光

サービス提供に係る行政コストという側面も一部あったと認識いたしております。しかしながら、当社の経営状況が悪化し、結果として当該貸付金の返済がなされず、県としては権利の放棄をせざるを得ない状況となりましたことは、まことに遺憾であり、おわび申し上げます。

さて、お尋ねの件でございますが、昭和57年貸し付けの1億円につきましては、5年間の据え置き、20年間償還、1回当たりの償還額は500万円で、2007年度、平成19年度完済という償還予定でございましたが、この当初の5年間の据置期間を延長して現在に至っております。

次の昭和62年度の貸付金の5,000万円は、昭和62年度中に一括返済という償還予定でありましたが、これも一部返済はございましたが、償還期限の延長をし現在に至っており、残高は資料にも記載のあるとおり2,750万円でございます。なお、当該貸し付けにつきましては、年3.4%の有利息がついてございます。

また、3番目の平成6年度の貸付金であります1,000万円につきましては、5年間の据え置き、10年償還、1回当たりの償還額は100万円でございます。これは平成19年度完済という償還予定でありましたが、一部返済と償還期限の延長を行い、現在に至っており、残高はお手元の資料記載の金額200万円でございます。

吉野熊野観光株式会社が返済するに当たっては、まず、有利息の債務返済を優先して行い、財政的な余力があれば1回当たり償還額が少ない、平成6年度の貸し付けに当たりますが、その分を返済してきたところと考えます。結果的に昭和57年度貸し付けの1億円については、1回当たり償還金額が500万円との、高額であったことから償還する能力がなく、結果として返済が一度もできなかったものでございます。以上でございます。

○藤川土木部次長 田中森林整備課長のほうから予防治山についてご答弁がありましたのですけれど、土木部として今の今井委員の、ご質問の、あらかじめ防災予防を、土砂災害ですね、予防についてどのようになっているとかというご質問に対して、若干お答えをさせていただきますと思います。

まず、土木部におきましては、二つのプランをつくって土砂災害に備えているという現状でございます。まず、一つ目は昨年12月に策定をいたしました「なら安心みちネットプラン」、これは道路沿いの法面、危険な法面といいますか、要対策箇所といわれる1,705カ所、これを対象に何らか対策ということで計画を立てたものでございまして、効率的な投資による選択と集中が必要だということでございます。基本的な考え方としまし

て、前兆現象の早期把握、それから、発災後の地域生活、経済への影響をできるだけ少なくするという重点を置きまして、危険箇所につきましては選択と集中で取り組むということで、具体的な柱として5本、前兆現象の早期把握と初期対応の充実、それから、防災体制の充実、それから、選択と集中によるハード対策の実施、先端技術の活用、それから技術向上に向けた取り組みの実施等を定めまして、これに基づいて今年度から事業を実施しているという状況でございます。

それから、もう一つ、土砂災害につきましても、ことし6月の議会で承認をいただきました奈良県土砂災害対策基本方針を定めまして、今の、土砂災害の予防に努めているところでございまして、平成21年7月に山口県で大規模な土砂災害が発生したという、この経験を踏まえまして事前の周知が不足していたとか、情報伝達についての市町村の認識が不足していたとか、避難勧告の発令基準に具体性が不足していたということを踏まえまして奈良県におきましても、その土砂対策の考え方としまして、まず、ソフト対策を最優先で取り組む、それから、あわせまして危険箇所への新たな立地抑制を図る、それから、防災体制の充実を図る、それから、ハード対策につきましては、ソフト施策と連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図るというふうな基本方針を定めまして、予防に取り組んでいるというようなことでございます。以上でございます。

○七尾林政課長 今井委員からの公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に関してのご質問でございます。この法律は木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養等、多面的機能の発揮、及び山村等の地域経済の活性化に資すること等にかんがみまして、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的、かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材自給率の向上に寄与することを目的としたものです。また、この法律では地方公共団体の責務としまして、地方公共団体は国の施策に準じて公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないとされております。

国では公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案を定めまして、8月中旬から今週いっぱいまでパブリックコメントを実施しているところです。県も、この内容

に準じて基本方針を定めることができるとされております。公共施設等での木材利用は、直接的な需要創出だけでなく、地域のシンボルとして木材利用の意義を啓発する効果や民間利用を推進する上で波及効果が大きいと考えております。

奈良県でも関係部局間の調整を図りまして、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○今井委員 へき地の医療の問題は、来年は無医診療所が、今2カ所が3カ所になるというようなことも聞きましたので、支援をさらに具体化していただきまして、本当にすべての診療所にきちっとドクターがいるような体制を今後とも、ぜひとっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、防災、土砂災害の関係ですけれども、これに関しましては国のほうの防災関係の予算が2000年には3兆2,782億円だったのが、現在、1兆899億円ということで、10年前の4割に減っているということが言われております。過疎対策で本当に今、雇用をふやしていく、地域の防災を守っていくということであれば、干ばつとか風倒木の除去、それから作業用の林道の回復など、国土保全のためのさまざまな対策を進めていくというのも、大事な雇用対策になるのではないかと考えておりますので、ぜひ奈良県の県土を守るという意味でも、その点では国のほうにも強く要望をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、吉野熊野観光開発の県の貸し付けの条件について、ご報告いただきましたけれども、昭和57年に貸し付けました1億円につきましては、要は5年据置、20年返済ですけれども、5年据え置きを延長して現在に至るということは、請求が発生していないというふうに考えたらいいんでしょうか。ずっと繰り延べ、繰り延べで、その点お尋ねしたいと思っております。

○森藤観光振興課長 今井委員のご質問にお答えします。おっしゃったとおり、そのとおりでございます。毎年、契約を延長しておりますので、そういうふうになります。おっしゃったとおり。

○今井委員 はい、今のときになっても、破産して、別のところに売却をしたという状態になっておりますので、これを今さらどうの、こうのというわけにはいかないと思っておりますけれども、県が出資をして当時、第三セクターというやり方が観光とか開発の分野に、かなり全国的にも出資されていきましたけれども、ほとんどが赤字で破綻しているというような状況が報告をされております。本当に今、第三セクターのやり方からPFIという、

今度、民間の資金活用というやり方にもなっておりますけれども、そうしたことです、やはり十分に、本当にそれがいいのかどうかというきちっとした吟味とか、また、この貸し付けの繰り延べの場合でも、正当な診断がきちっと行われたれのかどうか、そうしたことも本当に大事な問題ではないかなと思っております、ここの反省をきちんとしておかないと、奈良県も今、いろんな面での開発事業などもされようとしておりますけれども、20年先の議会です、また、破綻しましたという報告に、県民の結局ツケに回されるということがないように、しなくてはいけないというふうに思っております。

この問題から、県は何を教訓にするのか、その点をご意見をお尋ねをしたいというふうに思います。

○廣野文化観光局長 吉野熊野観光開発に対する貸付金、今、今井委員おっしゃられましたように、結果として1億2,950万円という大きな額が権利放棄ということでございます。今後、こういったことのないような形の中で、今いろんな面での財団法人の見直しをしておりますし、ただ、吉野熊野観光開発株式会社に関しまして、ある部分では昭和36年の時点の状況と、今に至るまでの状況というのが、大分、いろんな面での外的要因も含めて変わってきたということもございます。ただ、それがあからということではなしに、今後、そういったことのないように、いろんな面での観光に関する文化観光局ですので、観光に関するような、そういった部分については慎重な対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○国中委員長 よろしいか。ほかに。

○川口委員 都会人やから、あまり過疎に興味ないのか。

三つ、四つ、重ねて要望的にお尋ねをしたいと思っております。地域振興資金、これは大変ありがたい。地方分権だとか、最近では地方主権と言われているわけですが、大方の、もうすべてではないかと思っておりますけれども、地方自治体、財政困窮、そういう状況にある中で、とりわけ過疎といわれるところ、あるいはまた、過疎という表現は、法律で規定をされている地域だけを過疎というような位置づけをされると、問題が残る過ぎるのではないかと、そういう意味で、南和地域振興と、こういうことで、おおよそ、過疎として、その周辺の地域のメンバーが全体をしているわけですが、そういう意味で積極的に、この地域振興資金、かつて起債、高い利息で、それが重荷になっているというのが今日の現況であらうと思っておりますが、そういう意味で、高い利息の起債が早く返済をできるようなシステムを、組立ててもらいたい。評価をしてもらいたいなど、そういう意味で、この地域振興資

金、大変ありがたいと、これをもっともっとふやしてもらいたい。特に御所市だけは、重きにおいてお願いをしたいと思うわけです。これはもう一つ要望を申し上げておきます。何で御所市だけやということになりますけれど、御所市は非常にしんどいということの意味でいうわけです。幾つかの、27市町村ですか、これも対象とされておりますが、いずれにしる南部振興ということで対策室を設けてもらって、南部振興対策局ですか、南部振興局ですか、設置をしていただくと、こういうことだけでも、この南部振興という、この地域の概念をもう少し整理してもらいたい。いい表現があればと思いますが、表現よりも中身ですが、どの地域、どの周辺ということになるのかを明確にしてもらいたい。そうでないと、高市郡も、あるいはまた、御所市も外れることになりますので、五條市は幸い吉野の一部を取り込んだゆえに、過疎になってしまったわけやけれども、同じようなものやと思います。

いずれにしる五條市の市長は、嫌われている、わし嫌われてるけれど、この間、礼の話があったので、礼の手紙をもらったので、大変うれしいなと思っておるわけです、はい。南部振興のことです、いずれにしたって、これをお願いしておきます。

それできのう、実は女子大学、名前は忘れましたが、経済と財政にかかわってのフォーラムをやっていました。その中で、この経済、財政のための基本というのは税にすぎたのではなしに、公務員の削減、これが真っ先に取り上げられるわけです。これはいかがなものかと思いつつ聞いておったわけではありますが、連想的に、申し上げるわけではありますが、この過疎化の現象で、いろんな内容が、姿があろうかと思いますが、一つそういう意味でいろいろ対策を、こういうことで自立促進とか、活性化対策を進めていただいているわけだけでも、肝心かなめの、市町村の職員の意欲、職員の意欲を、駆り立てる、盛り上げる、そういうような手だてというものを積極的に組み込んでもらいたいと思うわけです。というのは、最近の県の予算の組み立ての中にふるさと雇用、国の方針に、施策に基づいての内容ですけれども、積極的に提案をなさいと、いろいろ企画を持ち出しなさいよというような意味だと思えますから、それぞれの市町村から、こういった、例えばふるさと雇用というような形で企画が積極的にどの市町村からも、もれなく積極的に出ているのかどうなのか、これはやっぱり疑問なのです。積極的に考えるところに手だてを加えよと、これは、お互いの気持ちは、そうあるのが当たり前だと思うけれど、いわば、もうどうせ限界集落を抱えた、この我々の自治体はやがて、もっともっと寂れるというような落胆のあまりに何も考えないというような、いわば落ち込んだ状況になっているのでは

ないかと、こういう懸念をするわけです。そんなことはないということであればありがたいと思いますが、そういう意味で、つまり過疎化、南部振興、そういった関係での積極的な企画、想像力を働かす、そういう意味での、情報の提供や、あるいはまた、研修というような催しを、県は主催をなさっているのかどうなのか、つまり考える端緒というものを、積極的に与えるというようなことも必要ではないかと思う。そういう意味での手だては、行われているのか、このことを尋ねておきたいし、積極的に進めていただきたいと思うわけです。

それから、もう1点は、これはいい話だけれども、まゆつばにならないように、願うのですが、私も少し連絡をいただきましたら、医科大学を、高山の開発と、切り離すと、こういうような情報提供していただいたわけでありますが、樞原市の市会議長とは大変親しい間柄、友人であるわけでありますが、もう医科大学は、樞原は、定着していただくようですね、切り離されたようですねと、こういう情報を聞いたので、これはありがたいと思っているわけです。

そういう意味で高山からの撤退はわかるとしても、申し上げたいのは、医科大学と、附属病院とは位置、所在というものは一体的なものでなけりゃならんと。このように願うわけです。これは南和の振興策の基礎、基本にもつながると思いますが、そういう意味で、高山からの撤退という意味はわかったにしろ、医科大学と附属病院は位置、所在が一体的なものとして進めていくのだということなのかどうなのか、これを伺っておきたいと。まゆつばもので最初の考え方とくっつけて考えていたけれども、切り離したけれども、最終的にはまた、くっついたんだと、こういうようなまゆつばにならないようにしたいと、時と場合によってはというよりも、反対の決起集会を催そうという意気込みであるわけです。緩めなけりゃならんのか、やめなけりゃならんのか、その点を一つ決起集会の段取りがございそうですがですね、その段取りをね、どのようにしたらいかがという思案のためにお尋ねをしておきたいと、このように思います。以上。

○影山地域振興部長 川口委員のご質問、ご要望とおっしゃっていただきましたけれど、お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

市町村振興臨時交付金でございますけれども、27市町村を対象にしてございます。これにつきましては、委員おっしゃるように過疎法の対象地域、それから、半島振興、それから、明日香等特別立法で支援をしている地域、これらすべてで17ございます。これに赤字、あるいは財政困難地域、四つずつ入れまして、それと御所市、上牧町の早期健全化

団体を加えて27ということで対象にしたいと考えてございます。

本議会で議決をいただきました後に11億円の配分については考えたいと思っておりますけれども、これら早期健全化団体の2団体、あるいは赤字団体、財政困難団体につきましての考え方につきましては、これまで追加投資が困難であったということにかんがみて支援をさせていただきますので、その辺については事業を積極的に、事業につかっていたとすることを目的に、この交付金を活用していただきたいと考えております。

それから、南部振興計画の点につきましてご質問をちょうだいいたしました。せんだっての初度委員会で南部地域ということでご質問をちょうだいしまして、南部地域につきましては五條市及び吉野郡というお答えをさせていただきました。エリアとしての南部地域ということの考えにつきましては、このように考えているということでお答えをさせていただいたところでございますけれども、仮称の南部振興計画は南部を元気にする構想に掲げた事業をはじめとした、南部地域の活性化を促進する事業の具体的なアクションプログラム、アクションプランを示すものとして策定しているところでございます。本計画は具体的な事業の実現プランであることから、事業を南部に限定するものではなく、中南和が一体となって効果を上げるもの、あるいは中和活性化の事業が南和地域の牽引効果を大きく期待できるものなど、中南和地域の活性化を見据えた事業についても展開をしていかなければならないものであると認識をしております。このことから中南和の事業展開、具体的には京奈和自動車道の（仮称）樞原南・御所インターチェンジ周辺のまちづくり、商業施設の誘致、あるいは眺望のよいレストランの設置、明日香村の整備など、構想の事業例としてあげているところでございます。とりわけ雇用創出、経済活動の場をつくり出すということでは中南和全体を見すえた施策が必要不可欠であると感じているところでございます。以上でございます。

○長岡市町村振興課長 市町村との情報提供、特に過疎というところでございますが、過疎に限定したという形ではやっておりません。全市町村という形ですと、知事と市町村長の、先ほど文化観光局長から話がありましたことですけれども、サミットというようなこともやっております。

それから、情報提供という形で県が市町村全体の部分で、一つ一つでやっていたら非常にしんどいというところにつきましては、県のほうにまとめて、かわりに情報提供をしましょうかということもやっております。それから、過疎市町村の中で職員数が非常に少なく、過疎の地城市町村でやるのは非常に大変だということは県のほうで、例えば土木で

やっていますけれども、橋梁超寿命化計画の分については県のほうでやろうという形でやっております。それ以外に行財政改善検討会というのを2年前から行っておりますけれども、その中で過疎の市町村のほうで集まっています、過疎対策を検討している部会をつくっていただきながら勉強を進めているというようなところでございます。以上でございます。

○武末医療政策部長 医科大学の教育部門の移転に関することでございます。先ほどもありましたように、高山第2工区的前提として医科大学の教育部門の移転をしないというお話でございますけれども、まず、委員のご質問にございました医科大学と附属病院は一体として考えるのかという点でございますが、当然、一体として考えていくべきものでございます。少し繰り返しになりますが、医科大学というのは医学研究をやる大学の部門、そして、医療関係者を育てる医育機関という大学がありまして、その研究と医療関係者を育てる場として附属病院がある。ただし、奈良の場合は南部の地域医療を担っているというような特殊な事情がございます。そういう中で、今、奈良の医療は、医科大学の医療レベルが最も高いというのは事実でございます。

一方で、ただ、この医科大学のレベルが上がらないと、奈良県の医療も上がらないというところで、多少、その限界なり課題が出てきているところでございます。委員も私も恐らく関係者も皆さん、願うことは奈良県の医療がよくなってほしいということでございまして、この一つの方策として附属病院の充実というのがあって、そのときに土地の問題とかがあって、じゃあ教育部門をどうしようかということになったわけでございます。

話をさらに戻しますと、結局この話は附属病院をよくしようという発想から研究や教育部門を多少どこかに動かしてという話があったかと思えます。そのときに、高山という話があったと思えますけれども、今、もともとの議論を元に返って、初めに考えますと、ではその奈良県の医療をどうするかということを、その大学がある地域、または、県下のいろいろな地域で考えていただくということが必要になってくるのかなと、はっきり申し上げますと、今、少なくとも医科大学は橿原市にあるわけですから、地元の方々、あるいは、その南和の方々や医科大学のあり方、その中でも単なる附属病院としてだけではなくて、医療人を育てる大学、医学研究をやる大学として、どうしていくのかという話があるかと思えます。

あともう1点、それにまつわるところで今回、病院を中心としたまちづくりということがあって、病院を単なる医療機関、研究機関、医療人を育てる場としてだけではなくて、

地域の振興に使っていかうという発想があったわけでございます。それについて、一つ高山の話が、地域の振興の方策としてあったわけでございますけれども、一方では樞原市を中心とした地域の振興を今後どうして行くのかという話も、今後、議論をしていく必要もあるかと思っております。そういうような二つ、多少、二つとあえて言わせていただきますけれども、やっていくことが、今後、必要になるかなと考えております。

決起集会は、必要があれば私が参りますので、できればもう、集会までは開いていただかなくても結構かと思いますが、ここは申し上げるまでもないこととさせていただきますので、川口委員のご判断にお任せしたいと思っております。以上でございます。

もうやめていただければ幸いです。

○川口委員 だいぶん病院の関係については、高山にまだ未練がありそうな、武末医療政策部長の話のように受けとめたわけ、私は疑い深いねん。きょうはこの辺でおいとこ。

ただ、もう1点、本当、過疎の役場、庁舎の職員の数というのは随分減っている、あれもこれも1人で何役も務めないとならんような役場があろうと思うけど、考えがなかなかおぼつかん。余り荷物を着ているとしんどくなって、何もかもやる気もなくなるということになろうと思う。いずれにしろ、こういう現象になったのは、世の中全体の構造の問題になるわけで、そんな論議をしたって始まらないわけなのです。この間も、言うたの、過疎を促進をしたのは、公務員やと言った。皆、ふるさとを捨てて、捨てたのではないのだらうけれども、忘れてる人も大分おると思う。だから一遍、宇陀郡は宇陀郡、吉野郡は吉野郡、この出身の県職員が皆集まって、我がふるさとをどのようにしようかという、そういう企画案、そういうプロジェクトもつくるのが大事よ。いやわしは、もうね、居住の自由を得た、あるいはまた、いろんな意味での自由を得た、生まれたところの荷物まで背負うのはごめんやというような公務員やったら、もう公務員のいろはの資質に欠けると、申し上げておきたい。

そういう意味で、ふるさとを捨てたんやというような県職員がいたら、もうそれは資質に欠けるから、早く退職してくれと、言いたくなるわけやね。そういう意味で、ふるさとを思い起こす、ふるさとをおこし直すという意味で、そういうプロジェクトを組んで、いろいふふるさとにご恩返しをすると。ふるさとの財産で、皆、一人前になったわけだから、ご恩返しをしてもらわなければ困る。そういうことを、提起をしておきたい。一つ、いや、宇陀郡で立ち上げましたでと、いやいや御所市で立ち上げましたで、まず、一番先に御所市で立ち上げてください。こういうことを申し上げておきます。以上。

○国中委員長 もうほかにごありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○国中委員長 ほかになければ、これもちまして質疑を終わっていきたいと思います。

以上で、本日の委員会を終わります。

どうもご苦労さんでございました。